

**特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示案に対して  
提出された意見及びそれに対する総務省の考え方**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	<p>「5G（第5世代）」における「実験試験局」の構造では、「通信衛星（サテライトシステム）」における「人工衛星局」及び「地球局」の構造も、導入する事が望ましい構造と、私し個人は思います。具体的には、「5G（第5世代）」から「6G（第6世代）」の構造では、「通信衛星（サテライトシステム）」における「トランスポンダー（中継器）」から成る「ファンクションコード（チャンネルコード及びソースコード）」の「ポート通信（ポート番号）」での「DFS（ダイナミックフレカンシーセレクション）」の構造が主流に成る事と、私は考えます。例えばですが、「通信衛星（サテライトシステム）」における「ポート通信（ポート番号）」を導入する事で、「インターロック機能（安全機能）」の導入が必要な構造と、私は考えます。具体的には、「方式（システム）」における「回線（サーキット）」の事例が有ります。（ア）「3G（第3世代）」における「GPS（グローバルポジショニングシステム）」から成る「3GPP方式（GSM方式及びCDMA方式）」の構造。（イ）「4G（第4世代）」における「LTE方式（ロングタームエボリューション）」から成る「Wi-Fi（ワイアーレ</p>	<p>ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>	なし

		<p>スローカルエリアネットワークキング)」の構造。(ウ)「5G (第5世代)」での「NR (New Radio)」における「MCA方式 (マルチチャンネルアクセス)」から成る「DFS (ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。要約すると、「5G (第5世代)」から「6G (第6世代)」における構造では、「3GPP方式 (GSM方式及びCDMA方式)」が基準に成る構造としますので、「5G (第5世代)」における「5G (第5世代)」から「6G (第6世代)」の独自における研究開発で導入する方式での「5GPP」等の「規格 (スペック)」の様な「仕様 (スペシフィケーション)」を導入する事が必要なので、「人工衛星局」及び「地球局」の領域も、導入すべき構造と、私は考えます。「詳細 (ディタイル)」では、「通信衛星 (サテライトシステム)」における「インターロック機能 (安全機能)」を導入する「用途 (ユージング)」では、サイバーセキュリティ対策における「回線 (サーキット)」に対して、「回線 (サーキット)」の「変換 (シフト)」が出来る為の「インターロック機能 (安全機能)」を導入する事が望ましい構造と、私は考えます。</p>		
--	--	---	--	--